

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年5月18日

坂戸市長 石川 清



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
浅羽（場所、内出、石原）・栗生田（上河内）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年5月18日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
個人 3経営体
法人 1経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
出し手と受け手の合意が取れている若しくは合意の見込みがある農地に対して積極的な活用を推進する。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・ 中間管理事業を活用した農地集積を推進し、低コスト化を目指す。
 - ・ 担い手としては、地域の中心となる経営体以外に企業等の農業参入も積極的に進める。